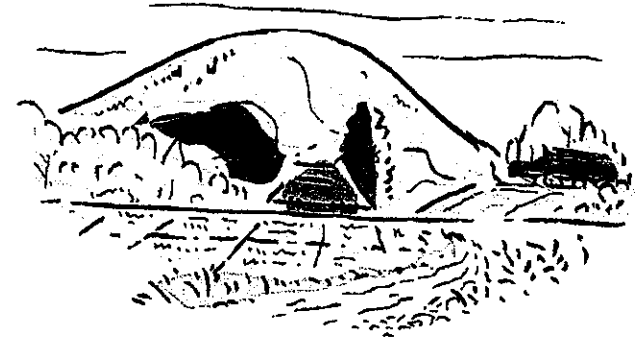


「水源の里 住宅新築支援事業」補助金の概要

【補助金の目的】

水源の里を守り続けるためには、「みどりを守る」人が必要です。「みどりを守る」とは山のみどりであったり、農地であったり、いわば白川の大切な自然すべてを守ることであり、つまりそれは、「集落環境」や「地域」を守ることを意味します。水源の里である白川町において町内での定着支援を図るとともに、合わせて国産材の需要拡大と地域消費の喚起を促すことで地域の活性化を図ることを目的に町長が認定する経費について補助金を交付しようとするものです。



【対象者】
白川町内に住所を有する者(完成時)で、町内の建築業者若しくは本町に法人町民税を納めている建築会社により、町内に住宅(店舗・事務所等を除く)を新築した者

※母屋とは別棟で新築された家屋については、原則として専用出入口、台所、便所が設けてある場合は対象とする。

※平成22年1月1日以降に着工した住居を対象とする。

【助成しようとする事業の内容と補助額算出の根拠等】

項目	固定資産税	水道加入分担金	合併浄化槽	ケーブルテレビ初期費用	木造住宅支援
根拠法令等	地方税法附則第15条の6	分担金徴収条例	補助金交付規則	業者規程による	
現行の減免措置や 分担金・補助金等の状況	新築された住宅に対する 固定資産税の減額 3年度分 1/2 (ただし120㎡まで)	13mm 45万円	5人槽 50万円 6~7人槽 70万円 8~10人槽 75万円	加入契約金21,000円 引込工事費84,000円 宅内調整費11,550円	なし
新たに助成しようとする内容	上記の残りの1/2の額を 3年に渡って還付	45万円還付	10万円分上乘せ	かかった初期費用分 全額を対象に還付	主体構造が木造の住宅であって 地元産材(県産材)を50%以上 使用した住宅について 30万円を助成
備考				初期費用については業者によ るキャンペーン設定あり	非木造住宅は対象外

【実施期間】

平成22年度から平成26年度(5年間)に認定申請を受け付ける。

白川町「水源の里」住宅新築支援事業補助金交付要綱

制定 平成22年 4月 1日 訓令甲第18号

(目的)

第1条 この要綱は、水源の里である白川町での定住を目的として、町内において住宅を新築し、又は新築住宅を購入する者に対し、その費用の一部につき予算の範囲内において補助金を交付することにより、白川町への定住促進及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。その交付に関しては、白川町補助金等交付規則（平成9年白川町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 新築住宅 専ら自己の居住の用に供するために白川町内（以下「町内」という。）に新たに建築された一戸建て専用住宅又は併用住宅であつて、玄関、台所、便所及び居室がある住宅をいう。
- (2) 入居 相当の期間居住する意思を持って、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地が住民基本台帳又は外国人登録原票に記載されており、生活実態があることをいう。
- (3) 町内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業を営む者で、法人については町内に本店、支店又は営業所があるもの、個人については町内に主たる事業所があるものをいう。
- (4) 県産材 岐阜県内で伐採された木材をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内において、町内建設業者により新築住宅の建設を平成22年1月1日から平成27年3月31日までの間に着工し、又は購入した者。ただし、別荘等一時的に使用するもの及びアパートなど賃貸を目的とするもの並びに既存住宅の増築や改修、中古住宅の購入は除くものとする。
- (2) 補助金の交付申請時において、申請者及び同居している者に町税及びこれに準ずる納付金の滞納がないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業の内容及び補助金の額は、別表のとおりとし、その合計額を支払うものとする。

2 固定資産税の減額にかかる補助金については、別の申請により受け付け、別に交付するものとする。

(補助金対象住宅の認定申請)

第5条 交付対象者は、補助金の交付に係る新築住宅について、あらかじめ補助金対象住宅として町長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、新築住宅に係る工事請負契約又は売買契約の締結後に住宅新築支援事業補助金対象住宅認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - (2) 補助金対象住宅の建築場所を表示した位置図
 - (3) 補助金対象住宅の建物平面図（居住の用に供することとなる部分の面積が確認できるもの）
 - (4) 建築確認済証及び建築工事届の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （補助金対象住宅の認定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当であると認めるときは住宅新築支援事業補助金対象住宅認定通知書（様式第2号）により、認定できないときは住宅新築支援事業補助金対象住宅不認定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条の規定による認定を受けた者であって、補助金の交付を受けようとする者は、補助金対象住宅に入居したときは、住宅新築支援事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請する者及び同居している者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 町税及びこれに準ずる納付金納付状況調査同意書（様式第5号）
- (3) 登記事項証明書その他の書類であって新築住宅の所有者がわかるもの
- (4) 建築完了検査済証又は建築完了引渡し関係書類の写し
- (5) 建築工事完成後の写真
- (6) 工事施工者が町内に住所を有する場合、その証明書（法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票）
- (7) 県産材を使用した場合、それを確認することができる書類
- (8) 水道加入分担金を支払ったことを証する書類及び合併浄化槽設置補助金の交付決定通知書並びにケーブルテレビ事業者へ加入時に支払った際の領収書がある場合はそれぞれの写し
- (9) 第5条第2項各号に定める書類のうち、認定申請時から変更のあったもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の申請の翌年度以降に行う固定資産税の減額にかかる補助金の申請については、住宅新築支援事業固定資産税分補助金交付申請書（様式第6号）により行うものとし、その支払等に係る規定については本要綱を準用するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当と認めるときは、住宅新築支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、補助金を交付しないときは住宅新築支援事業補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による住宅新築支援事業補助金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知

とみなすものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、住宅新築支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第10条 町長は、第8条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、住宅新築支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 町長は前項の規定により補助金を返還させようとするときは、住宅新築支援事業補助金返還通知書(様式第11号)により、当該補助金を返還すべき者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行し、平成22年1月1日から適用する。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成22年9月30日までの間は適用しない。この場合において、第7条中「前条の規定による認定を受けたものであって、補助金の交付を受けようとする者」とあるのは「補助金の交付を受けようとする者」と、第7条第9号中「第5条第2項各号に定める書類のうち、認定申請時から変更のあったもの」とあるのは「第5条第2項各号に定める書類」と読み替えるものとする。

(失効)

- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金対象住宅の認定決定のあったものについては、失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助の対象となる事業の内容等（補助対象経費等）	補助金の額 ※1
地方税法附則第15条の6の規定により、固定資産税が減額となっている場合	減額となる1/2相当の額
白川町の水道事業に加入し分担金を支払っている場合	45万円
白川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則により補助金を受けている場合	10万円
ケーブルテレビ事業者への加入に際して初期費用を負担している場合	初期費用として支払った額
新築した住宅の主体構造が木造の住宅であって県産材を使用している場合 ※2	30万円

※1 対象となる新築住宅1戸につき1回限りの交付とする。

※2 木造住宅の認定基準については町長が別に定める。

白川町長 様

認定申請者 住所
氏名
電話番号

㊞

住宅新築支援事業補助金対象住宅認定申請書

住宅新築支援事業補助金の認定を受けたいので、白川町「水源の里」住宅新築支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申 請 新 築 住 宅 概 要	建物の所在地	白川町			
	建物の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 （ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）			
	新築・購入の別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入			
	規 模 (床面積)	階	住宅部分	住宅以外の部分	合 計
		1階	m ²	m ²	m ²
		2階	m ²	m ²	m ²
		合計	m ²	m ²	m ²
	建築確認年月日	年 月 日	工事完成予定年月日 (購入予定年月日)	年 月 日	
	入居予定年月日	年 月 日			
	工 事 施 工 者	住所			
名称			連絡先		
2 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し <input type="checkbox"/> (2) 補助金対象住宅の建築場所を表示した位置図 <input type="checkbox"/> (3) 補助金対象住宅の建物平面図 <input type="checkbox"/> (4) 建築確認済証及び建築工事届の写し <input type="checkbox"/> (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類				

白川町長 様

認定申請者 住所
氏名
電話番号



住宅新築支援事業補助金交付申請書

住宅新築支援事業補助金の交付を受けたいので、白川町「水源の里」住宅新築支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1	補助金交付申請額	円			
2	認定書番号				
3 申請 新築 住宅 概要	建物の所在地	白川町			
	建物の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)			
	新築・購入の別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入			
	規模 (床面積)	階	住宅部分	住宅以外の部分	合計
		1階	m ²	m ²	m ²
		2階	m ²	m ²	m ²
		合計	m ²	m ²	m ²
完成検査年月日 (完成引渡し年月日)	年 月 日	取得年月日	年 月 日		
入居年月日	年 月 日				
4 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> (1) 申請する者及び同居している者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> (2) 町税及びこれに準ずる納付金納付状況調査同意書 <input type="checkbox"/> (3) 登記事項証明書等の新築住宅の所有者がわかるもの <input type="checkbox"/> (4) 建築完了検査済証又は建築完了引渡し関係書類の写し <input type="checkbox"/> (5) 建築工事完成後の写真 <input type="checkbox"/> (6) 工事施工者が町内に住所を有する証明書 <input type="checkbox"/> (7) 県産材を使用したことがわかる書類 <input type="checkbox"/> (8) 水道加入分担金を支払ったことを証する書類及び合併浄化槽設置補助金の交付決定通知書並びにケーブルテレビ事業者へ加入時に支払った際の領収書がある場合はそれぞれの写し <input type="checkbox"/> (9) 第5条第2項各号に定める書類 (認定申請時から変更のあった場合に限り。) <input type="checkbox"/> (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類				

様式第5号 (第7条関係)

年 月 日

白川町長 様

補助金交付申請者	住 所	
	氏 名	印
同居者	氏 名	印
同居者	氏 名	印
同居者	氏 名	印

町税及びこれに準ずる納付金納付状況調査同意書

住宅新築支援事業補助金交付申請にあたり、私に係る白川町町税及びこれに準ずる納付金の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

※納付状況調査に同意する項目

- 1 町県民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税
- 5 後期高齢者医療保険料
- 6 介護保険料
- 7 学校給食費
- 8 保育料
- 9 簡易水道使用料

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

白川町長 様

認定申請者 住所
氏名
電話番号

印

住宅新築支援事業固定資産税分補助金交付申請書

住宅新築支援事業固定資産税分補助金の交付を受けたいので、白川町「水源の里」住宅新築支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

認定書番号	
補助金交付申請額	円